次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県公立大学法人契約事務取扱規程(平成 19年法人規程第84号。以下「契約事務取扱規程」という。)第5条の規定により公告する。 令和6年6月25日

広島県公立大学法人 理事長 鈴木 典比古

1 調達内容

(1) 調達物品

広島県公立大学法人人事給与システムリース 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

令和6年9月27日から令和11年9月26日まで

(4) 設置場所等

仕様書のとおり。

(5) 入札方法

賃借料の月額で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方税を含めた金額(1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)を入札書に記載し、消費 税及び地方税込みとその右側に括弧書きすること。

2 入札参加資格

- (1) 契約事務取扱規程第3条の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号(令和4~6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿(令和6年6月1日時点))において「20C情報通信・電気機器」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、本法人の取引停止及び広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく 履行できる者であること。
- (5) 広島県内に本社,支社又は営業所等を有する者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所,交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人 本部総務課

電話 (082) 251-5173 (直通)

イ 交付期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月8日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の 午前9時から午後5時までの間,随時交付する。

ウ 入手方法

上記(1)アの場所

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資 格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」とい う。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和6年7月8日(月) 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和6年7月11日(木)までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和6年7月26日(金) 午後2時

イ 場所

広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人 県立広島大学広島キャンパス 教育研究棟1 役員会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

- 4 落札者の決定方法
- (1) 契約事務取扱規程第10条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果,落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは,契約事務取扱規程第19条の規定により,その場で直ちに,当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは,これに代えて,当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた 場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札,入札に際しての注意事項に違反した入 札,入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他契約事務取扱規程第16 条各号に該当する入札は,無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号

広島県公立大学法人 本部総務課

電話 (082) 251-5173 (直通) ファクシミリ (082) 251-9405

入 札 説 明 書

広島県公立大学法人 本部総務課 (広島市南区字品東一丁目 1-71)

TEL: 082-251-5173 FAX: 082-251-9405

調達物品の 名称			借入期間	令和6年9月27日から 令和11年9月26日まで	納入場所	広島県公立大学法人県立広島大学 広島キャンパス	
入札参加資 格確認申請 書提出期限	令和6年7月8日(月) 午後5時00分	仕様書等に対 する質問書提 出期限	令和6年7月22日(月) 午後5時00分	入札日時	令和6年7月26日(金) 午後2時00分	入札場所	広島県公立大学法人 県立広島大学広島キャンパス 役員会議室
	注意事項						契約事項

- 1 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。) について
- (1) 入札参加希望者は、誓約書を申請書に添付しなければならない。
- (2) 申請書及び前号に定める必要な書類の作成に要する費用は、入札参加希望 者の負担とする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、取引停止措置を行うことがあ
- (4) 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書 留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供す るサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メー ル便」はこれに当たらない。)
- 2 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問・回答書 提出期限までに, 書面により提出すること。
- (2) 仕様書等の交付を受けた場合は、入札当日返却すること。ただし、入札参 加資格要件に適合しないとされた者については、その通知を受けた目から5 日以内に返却すること。
- 3 入札について
- (1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
 - ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - エー入札者が二以上の入札をしたとき。
 - オ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があっ たとき。

- キ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ク 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。
- ケー入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- (2) 落札者がないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、 再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札は5回を超えないものとする。
- (4) 入札執行について
 - ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面(以下 「委任状」という。)を提出しなければならない。ただし、有効期間の 記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含 む場合は除く。
 - イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入 札書を,入札執行者に直接提出すること。
 - ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室 の出入を禁じる。
 - エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。
 - オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。
- 4 契約書について
- (1) 落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知 を受けた目から5目以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただ し、やむを得ない場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は3通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 契約書において、契約の相手方が課税事業者の場合、契約金額に併せて 当該取引に係る消費税及び地方消費税額を明示するので、落札決定後、落 札者は課税事業者又は免税事業者である旨(予定を含む。)について、直 ちに届け出ること。

- 1 広島県公立大学法人会計規程及び広島県 公立大学法人契約事務取扱規程に基づき 執行する。
- 2 入札保証金
 - □有 ■無
- 3 契約保証金
 - □有 ■無

添 付 書 類

- 公告の写し
- 入札参加資格確認申請書の様式
- 誓約書の様式
- 入札書の様式
- 委任状の様式
- 契約書(案)
- 仕様書(機能要件書含む)
- 仕様書等に対する質問・回答書の様式
- その他 「広島県公立大学法人契約事務取扱規程」

入札参加資格確認申請書

令和	年	月	日

広島県公	公立大学	丝法人	
理事長	鈴木	典比古	様

所	在	地
商号	又は	名称
代表	者職.	氏名
(担	当部	署名
(担	当者	名
(電	話番	号
(FA	XX 番爿	를

令和6年6月25日付けで公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、広島県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを 誓約します。

1 調達物品の名称

広島県公立大学法人人事給与システムリース 一式

2 添付書類 (有)

添付書類有りの場合、書類名を記入(誓約書は必須)

_					
	誓約書				
	<u> пич н</u>				

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県公立大学法人 理事長 鈴木 典比古 様

所 在 地商号・名称代表者名印(担当者名

今般の<u>広島県公立大学法人人事給与システムリース</u>の競争入札に関し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条若しくは第8条第1号等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を遵守することを誓約します。

また, 次のことについて, 異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金を支払うこと。

入 札 書

(消費税及び地方消費税を含む。)

但し、

広島県公立大学法人人事給与システム 一式のリース契約に係る賃借料の月額 として

上記のとおり、広島県公立大学法人契約事務取扱規程を承知し, 仕様書に従って業 務を遂行するものとして,入札に関する条件を承諾の上,入札します。

> 令和 年 月 日

> > 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 印

(代理人氏名 印)

広島県公立大学法人

理事長 鈴木 典比古 様

委 任 状

令和 年 月 日

広島県公立大学法人 理事長 鈴木 典比古 様

委任者(入札参加者) 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

 \bigcirc

私は、

を代理人と定め、次の権限を委任します。

令和6年6月25日付けで公告のあった、広島県公立大学法人において行われる広島県公立大学法 人人事給与システムリース に係る入札及び見積に関する一切の件

受任者(代理人)使用印鑑

広島県公立大学法人を甲とし、_____を乙とし、株式会社ニッセイコムを 丙として、甲、乙及び丙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。 (目的)

第1条 乙は、丙から次の物件(以下「貸付物件」という。)を取得した上で甲に賃貸し、 甲は、これを賃借することを約した。

1	品	名	広島県公立大学法人人事給与システム
2	規	格	別紙「広島県公立大学法人人事給与システム機能要件書」のとおり
3	数	量	一式
4	4 設置場所		広島県公立大学法人県立広島大学広島キャンパス
			(広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号)

(賃貸借の期間)

- 第2条 この契約の賃貸借の期間は、令和6年9月27日から令和11年9月26日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年度以降において、甲の収入支出予算の金額について 減額又は削除があった場合は、甲は契約を解除することができるものとする。 (賃借料)
- 第3条 貸付物件の賃借料は、<u>月額金 円</u> (消費税及び地方消費税相当額を含む。) とする。

(搬入、調整及び検査)

- 第4条 乙及び丙は、令和6年9月26日までに、甲の指示に従い貸付物件の搬入及び据付を行うとともに、仕様書に定める必要な調整を完了し、貸付物件を完全に使用できる状態にした上で、引渡通知書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに検査を完了するものとする。
- 3 乙及び丙は、前項に規定する検査に合格しないときは、直ちにこれを引き取り、甲の指定する期間内に改めて貸付物件を引き渡し、検査を受けなければならない。 (履行遅滞)
- 第5条 乙及び丙の責に帰すべき事由により、令和6年9月26日までに引渡しを完了する ことができない場合は、甲は、引渡しが完了するまでの間の賃借料を支払わないものとし、 賃貸借の期間を延期することができるものとする。

(賃借料の支払)

- 第6条 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払うものとする。
- 2 甲は、前項の支払期限までに乙に賃借料を支払わないときは、甲は、乙に支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約保証金)

- 第7条 甲は、乙及び丙に対して契約保証金の納付を免除する。 (保守)
- 第8条 当該物件に係る運用保守については、別途契約する。

(保険)

- 第9条 乙は、貸付物件の賃貸借期間中、必要な保険料を負担するものとする。 (損害賠償)
- 第10条 甲、乙又は丙は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙又は丙が、この契約に違反したとき。
 - (2) 乙又は丙が、この契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 契約の履行につき、乙又は丙に不正の行為があったとき。
 - (4) 乙又は丙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙又は丙は、賃貸借期間に係る賃 借料合計額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなけ ればならない。
- 3 甲は、第1項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙又は丙に対して 損害賠償金の支払を請求することができる。
- 第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙又は丙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下この号及 び次項において単に「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定した とき。
 - (2) 乙又は丙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(以下この号及び次項において単に「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又は丙(乙又は丙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙又は丙でない者に対して行われた場合であって、 これらの命令において、この契約に関し乙又は丙の独占禁止法第3条又は第8条第1項 第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解 除することができる。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準 用する。
- 第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(乙又は丙が個人である場合にはその者を、乙又は丙が法人である場合には その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所 をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が、集団的に、又は常習的に暴力的不法 行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係 者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関

与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に 関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる とき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係 を有していると認められるとき。
- (5) 乙又は丙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙又は丙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の 契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙又は丙に対し て当該契約の解除を求め、乙又は丙がこれに従わなかったとき。
- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準 用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第14条 乙又は丙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨 を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙又は丙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策 を講じなければならない。
- 3 乙又は丙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(貸付物件の返環)

第15条 甲は、賃貸借期間が満了したとき又は第2条第2項若しくは第11条から第13条までの規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第16条 乙及び丙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し若 しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでな い。

(秘密の保持)

第17条 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(実地調査など)

- 第 18 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、丙に対し、丙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 丙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。 (疑義の解決)

第19条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び丙が協議して定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第20条 甲及び丙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、広島地方裁判所を第 一審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

第21条 個人情報取扱及び情報セキュリティに関する特記事項 乙は、この契約の履行に当たっては、(別記1)「個人情報取扱特記事項」及び(別記2)「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

第22条 特約事項

- (1)業務委託契約約款第30条第2項に定める業務の完了を確認するための検査について、 発注者から特に指定の無い場合には受注者の立会いを省略するとともに、当該検査結果に 係る受注者への通知ついて、検査結果に不備・不足が見られない場合には省略できるものと する。
- (2)上記の業務について、発注者(甲)と受注者(乙)とは、各々の対等な立場における 合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行す るものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名・押印をして、 各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号 広島県公立大学法人 理事長 鈴木 典比古 印

 \mathbb{Z}

盯

丙 広島市中区中島町 3-25 株式会社ニッセイコム 西日本支社 支社長 森口 博正

印

別紙支払内訳書

2 年度別内訳

年 度	年度別賃借料 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
2024年度3月末(※1)	¥- (¥-)
2025 年度 3 月末	¥- (¥-)
2026年度3月末	¥- (¥-)
2027年度3月末	¥- (¥-)
2028年度3月末	¥- (¥-)
2029年度9月迄(※2)	¥- (¥-)

(※1)2024年9月~2025年3月

(※2)2029年4月~2029年8月

3 支払方法

委託料の支払は月払とする。

業務委託契約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(業務委託契約書(以下「契約書」という。)を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書等を内容とする業務(以下「業務」という。)の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務を契約書記載の履行期間 (以下「履行期間」という。)内に完了し、契 約の目的物(以下「成果物」という。)がある 場合は、当該成果物を発注者に引き渡すもの とし、発注者は、委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務の履行のため、 又は成果物を完成させるため、業務に関する 指示を受注者に対して行うことができる。こ の場合において、受注者は、当該指示に従い 業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者 との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払に用いる通 貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者 との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別 の定めがある場合を除き、計量法(平成4年 法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては,民法(明治 29 年法律第 89 号) 及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第 51条第1項の規定に基づき,発注者と受注者 との協議の上選任される調停人が行うもの を除く。)の申立てについては,日本国の裁判 所をもって合意による専属的管轄裁判所と する。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告,指示,請求,通知,報告,申出,承諾,質問,回答及び解除(以下「指示等」という。)は,書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする
- 3 発注者及び受注者は、この約款の規定に基 づき協議を行うときは、当該協議の内容を書 面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日(発注者が認める場合は、その日数)以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した目から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の規定により履行期間又は仕様 書等が変更された場合において、発注者は、 必要があると認めるときは、受注者に対して 業務工程表の再提出を請求することができ る。この場合において、第1項中「この契約 締結後」とあるのは「当該請求があった日か ら」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出 は,発注者が必要ないと認めたときは,免除 することができる。

(契約保証金)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、 契約書に記載された金額の契約保証金を発 注者に納付しなければならない。
- 2 前項に規定する契約保証金は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利 又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、法令で禁止されている 場合を除き, あらかじめ, 発注者の承諾を得 た場合は, この限りでない。

2 受注者は、成果物(未完成の成果物を含む。) 及び業務を行う上で得られた記録等を第三 者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保 の目的に供してはならない。ただし、あらか じめ、発注者の承諾を得た場合は、この限り でない。

(秘密の保持)

- 第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未 完成の成果物を含む。)及び業務を行う上で 得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、 又は譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第7条 受注者は、業務を行うため個人情報を 取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱 特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

- 第8条 発注者は、必要があると認めるときはいつでも、受注者に対し業務の実施の状況及び業務に従事する者に係る次に掲げる事項などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。
 - (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号) 第4条第1項に規定する最低賃金の適用 を受ける労働者に対し、同法第3条に規定 する最低賃金額(同法第7条の規定の適用 を受ける労働者については、同条の規定に より減額して適用される額をいう。)以上 の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49 号)第11条に規定する賃金をいう。)の支 払をすること。
 - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第 48条の規定による被保険者の資格の取得 に係る届出をすること。
 - (3) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による被保険者の資格の 取得に係る届出をすること。
 - (4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。
 - (5) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) 第7条の規定による雇用する労働者が適用 事業の被保険者となったことの届出をする

こと。

- 2 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 3 受注者は、前項の要請があった場合には、 特別な理由がない限り要請に応じるものと し、この契約の終了後も、終了日から5年間 は、同様とする。

(実施場所)

- 第9条 受注者は、業務を契約書及び仕様書等 に記載する履行場所において実施するもの とする。
- 2 受注者は、業務の実施場所において、発注 者の安全及び衛生管理に関する規則を遵守 するものとする。
- 3 契約書に履行場所の指定がない場合は,前 2項の規定は適用しない。

(著作権の譲渡等)

第 10 条 受注者は,成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定 する著作物(以下「著作物」という。)に該当 する場合には,当該著作物に係る同法第2章 及び第3章に規定する著作者の権利(同法第27条及び第28条の権利を含む。以下この条 から第12条までにおいて「著作権等」とい う。)のうち受注者に帰属するもの(同法第2 章第3節第2款に規定する著作者人格権を 除く。)を当該成果物の引渡し時に発注者に 無償で譲渡する。

(著作者人格権の制限)

- 第 11 条 受注者は、発注者に対し、次の各号に 掲げる行為をすることを許諾する。この場合 において、受注者は著作権法第 19 条第1項 又は第 20 条第1項に規定する権利を行使し てはならない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。
 - (2) 成果物を発注者が自ら複製し、若しくは 翻案、変形、改変その他の修正をすること 又は発注者の委託した第三者をして複製さ せ、若しくは翻案、変形、改変その他の修 正をさせること。
 - (3) 成果物を写真,模型,絵画その他の媒体により表現すること。
- 2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしては ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承 諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
 - (1) 成果物の内容を公表すること。

- (2) 成果物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 3 発注者が著作権等を行使する場合において,受注者は,著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(著作権の侵害防止)

- 第12条 受注者は、その作成する成果物が、第 三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の 有する著作権等を侵害し、第三者に対して損 害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなけ ればならないときは、受注者がその賠償額を 負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第 13 条 受注者は、業務の全部又は一部を第 三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、法令で禁止されている場合を除き、 あらかじめ発注者の書面による承諾を得た ときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

第 14 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条においる「特許権等」という。)の対象となっているのを業務に使用するときは、その使用に関しる自力なければならない。ただし、発注者がその特許権等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(貸与品等)

- 第 15 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意 をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書等に定めるところにより、 業務の完了、仕様書等の変更等によって不用 となった貸与品等を発注者に返還しなけれ ばならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が

滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(仕様書等と業務内容が一致しない場合の修 補義務)

第 16 条 受注者は、業務の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第17条 受注者は、業務を行うに当たり、次の 各号のいずれかに該当する事実を発見した ときは、その旨を直ちに発注者に通知し、そ の確認を請求しなければならない。
 - (1) 仕様書等にごびゅう又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書等の表示が明確でないこと。
 - (3) 履行上の制約等仕様書等に示された自 然的又は人為的な履行条件と実際の履行条 件が相違すること。
 - (4) 仕様書等に明示されていない履行条件 について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の 結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとり まとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果 を受注者に通知しなければならない。ただし、 その期間内に通知できないやむを得ない理 由があるときは、あらかじめ、受注者の意見 を聴いた上、当該期間を延長することができ
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲 げる事実が確認された場合において,発注者

は,必要があると認められるときは,仕様書 等の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第 18 条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、 仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第 19 条 第三者の所有する土地への立入りに ついて当該土地の所有者等の承諾を得るこ とができないため、又は暴風、豪雨、洪水、 高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、 暴動その他の自然的又は人為的な事象(第 28 条第 1 項において「天災等」という。)であっ て、受注者の責めに帰すことができないもの により、作業現場の状態が著しく変動したた め、受注者が業務を行うことができないと認 められるときは、発注者は、業務の中止内容 を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は 一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を一時中止した 場合において、発注者は、必要があると認め られるときにあっては履行期間若しくは委 託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備 え業務の一時中止に伴う増加費用を必要と したとき若しくは受注者に損害を及ぼした ときにあっては必要な費用を負担しなけれ ばならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第20条 受注者は、仕様書等について、技術的 又は経済的に優れた代替方法その他改良事 項を発見し、又は発案したときは、発注者に 対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等 の変更を提案することができる。
- 2 前項に規定する受注者の提案を受けた場

- 合において,発注者は,必要があると認める ときは,仕様書等の変更を受注者に通知する ものとする。
- 3 前項の規定により仕様書等が変更された 場合において、発注者は、必要があると認め られるときは、履行期間又は委託料を変更し なければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第 21 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった 場合において、必要があると認められるとき は、履行期間を延長しなければならない。発 注者は、その履行期間の延長が発注者の責め に帰すべき事由による場合においては、委託 料について必要と認められる変更を行い、又 は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費 用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第 22 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の 短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、発注者は、必要があると認められるときにあっては委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときにあっては必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第 23 条 履行期間の変更については、発注者 と受注者とが協議して定める。ただし、協議 開始の日から 14 日 (発注者があらかじめ定 める場合は、その日数)以内に協議が整わな い場合には、発注者が定め、受注者に通知す る。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が 受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知す るものとする。ただし、発注者が履行期間の 変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっ ては発注者が履行期間の変更の請求を受け た日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に

協議開始の日を通知しない場合には,受注者は,協議開始の日を定め,発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

- 第 24 条 委託料の変更については,発注者と 受注者とが協議して定める。ただし,協議開始の日から 14 日(発注者があらかじめ定め る場合は,その日数)以内に協議が整わない 場合には,発注者が定め,受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が 受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知す るものとする。ただし、発注者が委託料の変 更事由が生じた日から7日以内に協議開始 の日を通知しない場合には、受注者は、協議 開始の日を定め、発注者に通知することがで きる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用 を必要とした場合又は損害を受けた場合に 発注者が負担する必要な費用の額について は、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 25 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で 特に必要があると認めるときは、受注者に対 して臨機の措置をとることを請求すること ができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する

(一般的損害)

第26条 業務の完了前(成果物がある場合は、 当該成果物の引渡前)に、業務を行うにつき 生じた損害(成果物がある場合は当該成果物 に生じた損害を含み、次条第1項から第3項 まで又は第28条第1項に規定する損害を除 く。)については、受注者がその費用を負担す る。ただし、その損害(仕様書等に定めると ころにより付された保険によりてん補された部分を除く。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 27 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした 損害について、当該第三者に対して損害の賠 償を行わなければならないときは、受注者が その賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する 賠償額(仕様書等に定めるところにより付さ れた保険によりてん補された部分を除く。) のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その 他発注者の責めに帰すべき事由により生じ たものについては、発注者がその賠償額を負 担する。ただし、受注者が、発注者の指示又 は貸与品等が不適当であること等発注者の 責めに帰すべき事由があることを知りなが らこれを通知しなかったときは、この限りで ない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害(仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第 三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者と受注者とが協力してその処理解決 に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第28条 業務の完了前(成果物がある場合は, 当該成果物の引渡前)に、天災等(仕様書等 で基準を定めたものにあっては,当該基準を 超えるものに限る。)で発注者と受注者のい ずれの責めにも帰すことができないもの(第 6項において「不可抗力」という。)により、 成果物(未完成のものを含む。以下この条に おいて同じ。)、仮設物又は業務の実施場所に 搬入した業務の用に供する機器に損害が生 じたときは、受注者は、その事実の発生後直 ちにその状況を発注者に通知しなければな らない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受

注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が 確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(成果物又は仮設物若しくは業務の実施場所に搬入した業務の用に供する機器であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲 げる損害につき、それぞれ当該各号に定める ところにより算定する。
 - (1) 成果物に関する損害 損害を受けた成果物に相応する委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 仮設物又は業務の実施場所に搬入した 業務の用に供する機器に関する損害 損害 を受けた仮設物又は業務の実施場所に搬 した業務の用に供する機器で通常妥当とと められるものについて,当該業務で償却 あこととしている償却費の額から損害を受 けた時点における成果物に相応する償却費 の額を差し引いた額とする。ただし、修繕 でよりその機能を回復することができ、か つ、修繕費の額が上記の額よりも少額であ るものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については,第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と,「当該損害の取片付けに要する費用の額の累計」と,「委託料の100分の1を超える額」とあるのは「委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(委託料の変更に代える仕様書等の変更)

第29条 発注者は,第14条,第16条から第

- 20条まで、第22条、第25条、第26条、前 条又は第32条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受にし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が 受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知し なければならない。ただし、発注者が委託料 を増額すべき事由又は費用を負担すべき事 由が生じた日から7日以内に協議開始の日 を通知しない場合には、受注者は、協議開始 の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第30条 受注者は,業務を完了したときは,そ の旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けた ときは、通知を受けた日から 10 日以内に受 注者の立会いの上、仕様書等に定めるところ により、業務の完了を確認するための検査を 完了し、当該検査の結果を受注者に通知しな ければならない。
- 3 発注者は、前項の規定による検査によって 業務の完了を確認した後、受注者が成果物の 引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物 の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第31条 受注者は,前条第2項(同条第5項に おいて準用する場合を含む。第3項及び第48 条第3項において同じ。)の検査に合格した ときは,委託料の支払を請求することができ る。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委

託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により 前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日ま での期間の日数は、前項の期間(以下この項 において「約定期間」という。)の日数から差 し引くものとする。この場合において、その 遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、 約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超 えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第32条 発注者は,第30条第3項又は第4項 の規定による引渡し前においても,成果物の 全部又は一部を受注者の承諾を得て使用す ることができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用 部分を善良な管理者の注意をもって使用し なければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全 部又は一部を使用したことによって受注者 に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担 しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 33 条 発注者は、成果物の引渡しを受けた 後において、当該成果物が種類品質又は数量 に関して契約の内容に適合しないもの(以下 「契約不適合」という。)であるときは、受注 者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又 は不足分の引渡しによる履行の追完を請求 することができる。ただし、その履行の追完 に過分の費用を要するときは、発注者は履行 の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に 不相当な負担を課するものでないときは、発 注者が請求した方法と異なる方法による履 行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することが

できない場合において, 受注者が履行の追 完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第 34 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第 38 条までの規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第 35 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく,第 33 条第 1 項の履行の 追完がなされないとき。
- (4) 正当な理由なく第8条第1項に規定する 報告の求めに応じず、又は調査に協力しな いとき。
- (5) 第8条第1項に規定する業務に従事する 者に係る報告又は調査において、法令違反 が判明し、当該違反が過失以外の場合であ るとき、又は当該違反について是正されな いとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか,この契約に違 反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第 36 条 発注者は、受注者が次の各号のいず れかに該当するときは、直ちにこの契約を解 除することができる。
 - (1) 第5条第1項の規定に違反して委託料債 権を譲渡したとき。
 - (2) 業務を完了させることができないことが 明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された成果物に契約不適合がある

場合において、その不適合が成果物を棄却 した上で再び作成しなければ、契約の目的 を達成することができないものであるとき。

- (4) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である 場合又は受注者がその債務の一部の履行を 拒絶する意思を明確に表示した場合におい て,残存する部分のみでは契約をした目的 を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や当事者の意思表示により, 特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において,受注者が履行をしないで その時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第 41 条又は第 42 条の規定によらないで この契約の解除を申し出たとき。
- 第37条 発注者は、この契約に関し、受注者が 次の各号のいずれかに該当するときは、契約 を解除することができる。
 - (1) 受注者が,私的独占の禁止及び公正取引 の確保に関する法律(昭和22年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。)第49条 に規定する排除措置命令(以下この号及び 次項において単に「排除措置命令」という。) を受け,当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 受注者が、独占禁止法第 62 条第1項に 規定する納付命令(以下この号及び次項に おいて単に「納付命令」という。)を受け、 当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては, その役員又は使用人を含む。)が,刑法(明 治40年法律第45号)第96条の6若しく は第198条又は独占禁止法第89条第1項 若しくは第95条第1項第1号の規定によ る刑に処せられたとき。
- 2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。
- 3 第 45 条第2項及び第6項の規定は,前2

項の規定により契約を解除した場合につい て準用する。

- 第 38 条 発注者は、受注者が次の各号のいず れかに該当するときは、契約を解除すること ができる。
 - (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を,受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。以下同じ。)が,集団的に,又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力 団関係者が経営若しくは運営に実質的に関 与していると認められる法人若しくは組合 等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難 されるべき関係を有していると認められる 法人若しくは組合等を利用するなどしてい ると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係 を有していると認められるとき。
 - (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に 関与していると認められる者に委託料債権 を譲渡したとき。
 - (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (8) 受注者が,第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に,発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め,受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 第 45 条第 2 項及び第 6 項の規定は,前項 の規定により契約を解除した場合について 準用する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第 39 条 受注者は、契約の履行に当たり暴力 団等から不当介入を受けた場合は、その旨を 直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警 察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及 び所轄の警察署と協力して不当介入の排除 対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の 解除の制限)

第40条 第35条又は第36条の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第35条又は第36条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 41 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第 42 条 受注者は、次の各号のいずれかに該 当するときは、直ちにこの契約を解除するこ とができる。
 - (1) 第 18 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 19 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5 (履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合 の解除の制限)

第43条 第41条又は前条各号に定める場合が 受注者の責めに帰すべき事由によるもので あるときは、受注者は、前2条の規定による 契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 44 条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業

- 務を完了した部分(以下この項及び第4項に おいて「既履行部分」という。)の引渡しを受 ける必要があると認めたときは,既履行部分 を検査の上,当該検査に合格した部分の引渡 しを受けることができる。この場合において, 発注者は,当該引渡しを受けた既履行部分に 相応する委託料(次項において「既履行部分 委託料」という。)を受注者に支払わなければ ならない。
- 2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務の実施場所に受もれた場合において、業務の実施場所に受もない所有又は管理する成果物(未完成のしたのを含み、第1項に規定する検査に合格務のしたのを除く。)、業務では、近世する機器、仮設物その他の物件(第13の大にもの規定により、受注者から業務のときないがあるときは、受注者は、当該物件を撤ったものを含む。以下この条において同じ去りるともに、作業現場を修復し、取り片付いるとともに、作業現場を修復し、取り片付い、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は原状回復若しく は取片付けに要する費用(以下この項及び次 項において「撤去費用等」という。)は、次の 各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当 該各号に定めるところにより発注者又は受 注者が負担する。
 - (1) 成果物に関する撤去費用等 契約の解除が第35条から第38条までの規定によるときは受注者が負担し、第34条、第41条又は第42条の規定によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具,仮設物その他の物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理

由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は 作業現場の原状回復若しくは取片付けを行 わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件の処分又は作業現場の原状回復若 しくは取片付けを行うことができる。この場 合において、受注者は、発注者の処分又は原 状回復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、発注者が支出し た撤去費用等(前項第1号の規定により発注 者が負担する業務の成果物に係るものを除 く。)を負担しなければならない。

- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき 措置の期限,方法等については,契約の解 除が第35条から第38条までの規定によると きは発注者が定め,第34条,第41条又は第 42条の規定によるときは受注者が発注者の 意見を聴いて定めるものとし,同項後段及び 第4項に規定する受注者のとるべき措置の 期限,方法等については,発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について は発注者及び受注者が民法の規定に従って 協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいず れかに該当するときは、これによって生じた 損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 35 条又は第 36 条の規定により、成果 物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨 に従った履行をしないとき又は債務の履行 が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の 10分の1に相当する額を違約金として発注 者の指定する期間内に支払わなければなら ない。
 - (1) 第 35 条又は第 36 条の規定により業務の 完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は,前項第2号に該当する場合とみな

す。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定が あった場合において,破産法(平成 16 年法 律第 75 号)の規定により選任された破産管 財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定が あった場合において,会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された 管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定が あった場合において,民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定により選任された 再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合 (前項の規定により第2項第2号に該当す る場合とみなされる場合を除く。)がこの契 約及び取引上の社会通念に照らして受注者 の責めに帰することができない事由による ものであるときは、第1項及び第2項の規定 は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、発注者が業務の未履行分に相当する委託料として定める額につき年 14.5 パーセント(ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年における延滞金特例基本割合に年7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で算定した額とする。
- 6 第2項の場合において,第4条の規定により契約保証金の納付が行われているときは, 発注者は,当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第 46 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契 約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に 従った履行をしないとき又は債務の履行が

不能であるとき。

2 第 31 条第 2 項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年 2.5 パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第47条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第30条第3項又は第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に 係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契 約不適合を知り、その旨を受注者に通知した 場合において、発注者が通知から1年が経過 する日までに前項に規定する方法による請求 等をしたときは、契約不適合責任期間の内に 請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、 民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に 必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が仕様 書等の記載内容,発注者の指示又は貸与品等

の性状により生じたものであるときは、発注 者は当該契約不適合を理由として、請求等を することができない。ただし、受注者がその記 載内容、指示又は貸与品等が不適当であるこ とを知りながらこれを通知しなかったときは、 この限りでない。

(損害金の予定)

- 第48条 発注者は、第37条第1項及び第2項 の規定により契約を解除することができる 場合においては、契約を解除するか否かにか かわらず、委託料の10分の2に相当する金 額の損害金を発注者が指定する期間内に支 払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害 額が同項に定める金額を超える場合におい て、発注者が当該超える金額を併せて請求す ることを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は,第30条第2項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

(保険)

第 49 条 受注者は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 50 条 発注者は、この契約に基づく受注者 の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支 払うべき委託料とを相殺することができる ものとし、なお不足があるときは追徴するも のとする。

(紛争の解決)

- 第 51 条 この約款の各条項において発注者と 受注者とが協議して定めるものにつき協議 が整わなかったときに発注者が定めたに関 に受注者が不服がある場合その他契約にじ 受注者と受注者との間に紛争を生じた 場合には、発注者及び受注者は、協議の は調停によりその解決を図る。この場合には は調停によりその解決を図る。この場合には、 発注者と受注者とが協議して特別の定め 発注者と受注者とが協議して特別の定めは 発注者と受注者とが行半し、その他のも 発注者と受注者とがそれぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず,発注者又は受注 者は,必要があると認めるときは,同項に規 定する紛争解決の手続前又は手続中であっ

ても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第 109 号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和 26年法律第 222 号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約外の事項)

第 52 条 この約款に定めのない事項について は、必要に応じて発注者と受注者とが協議し て定める。

(関係書類の整備)

第 53 条 受注者は、業務に係る経理を明らか にした関係書類を整備し、履行期間終了の日 から5年間、保存するものとする。

以上

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (取得の制限)
- 第3 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 受注者は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された 個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託(二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。)する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を 負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを 確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求め られたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合 には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。) のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

以上

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなすものとし、受注者はこの契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

- 第3 機密の保持等については、次のとおりとする。
 - 1 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
 - 2 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
 - 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産(データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。)について、発注者の学外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し(電子メールの送信を含む。)、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、本契約に際して、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 受注者は、本契約に係る業務の遂行に当たって、本契約に係る業務に従事する者に対して、 情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第5 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託(二以上の 段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条 第1項第3号に規定する子会社をいう。)に委託をする場合を含む。以下「再委託等」とい う。)する場合には、再委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守 事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第6 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負 うものとする。

(資料等の返還等)

第7 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、 業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方 法によるものとする。

(再委託等の相手方からの回収)

- 第8 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託 等の相手方に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。 (報告等)
- 第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記 事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めるこ とができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で取り扱う情報 資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがある と認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。 (立ち入り検査)
- 第10 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査(発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認)を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第 11 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合(再 委託等の相手方により発生した場合を含む。)は、必要に応じて、当該情報セキュリティイン シデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第 12 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、 必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第13 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合 には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

以上

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が業務を行う際に情報セキュリティを遵守する ための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

- 第2 発注者が発注した委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。
 - 1 発注者の窓口に連絡すること。
 - 2 最初に事案を認識した時点から,60分以内に発注者に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

- 第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。
 - 1 持ち出すノート PC には、二要素認証方式を導入していること。
 - 2 ノート PC の持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
 - 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
 - 4 秘密保持を保持したノート PC を保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
 - 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
 - 6 ノート PC 内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。 (書類含む情報の持ち出しについて)
- 第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。
 - 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
 - 2 持ち出し目的の業務に不要な情報は持ち出さないこと。
 - 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
 - 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

- 第5 業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守ること。
 - 1 セキュリティロック(端末ロック等)を常時設定すること。
 - 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能(遠隔ロック等)を設定すること。
 - 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
 - 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
 - 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
 - 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やか に削除すること。

(電子メールの送信について)

- 第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。
 - 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
 - 2 添付ファイルがある場合,暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず,別途連絡すること。
 - 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に 特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報,ワープロ,表計算,スケジュール管理,オンラインブックマーク,データ共有等のサービスへの秘密情報の登録,保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ (地図サービス) へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr(写真データ共有) に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク(オンラインブックマーク)に登録

広島県公立大学法人人事給与システム賃貸借 入札仕様書

令和6年6月25日 広島県公立大学法人 本部総務課給与・福利係

1 概要

本仕様書は、広島県公立大学法人人事給与システム(以下、「人事給与ステム」という。)のリース契約による調達にあたり必要な要件を示すものである。本仕様書に示す要件は、主要な事項のみを示したものであり、本仕様書に明記していない場合でも、人事給与システムとして当然備えるべき事項については、完備するものとする。

本仕様書において、発注者である本法人を「甲」、人事給与システムリース契約の受注者を「乙」、法人が指定する人事給与システム販売業者を「丙」とする。

2 賃貸借物件名

広島県公立大学法人人事給与システムリース 一式

3 賃貸借物件の調達

乙は、賃貸借物件を次のとおり丙から購入し調達する。

(1) 調達する機器の要件

別紙「広島県公立大学法人人事給与システム機能要件書」のとおり。

(2) 人事給与システム販売業者(丙)

株式会社ニッセイコム西日本支社(広島市中区中島町 3-25)

(3) 購入価格

12,100,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(4) 物件の引き渡し

丙は、売却した物件を令和6年9月26日までに甲が定める設置場所へ納入し、乙へ報告する。

- 4 賃貸借の要件
- (1) 借入期間

令和6年9月27日から令和11年9月26日まで(60か月)

- (2) 設置場所等
 - ・バックアップ用 NAS

広島県公立大学法人県立広島大学広島キャンパス サーバー室 (広島県広島市南区宇品東一丁目1番71号)

・人事給与システムの利用場所

広島県公立大学法人県立広島大学広島キャンパス、庄原キャンパス、三原キャンパス及び 叡啓大学

(3) 支払い方法

月額払いとし、使用月の翌月末日までに支払う。

(4) 損害保険料

リース期間中の当該資産に係る損害保険料は、乙が負担する。

(5) 賃貸借物件の保守

当該賃貸借契約には含めない。

(6)賃貸借期間満了後の物件の取扱い返却又は再リース。

5 入札金額

入札書記載の金額は、月額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額)とする。

6 遵守事項

契約書の作成にあたっては次の事項を記載することとし、業務の遂行にあたりこれを遵守すること。

- (1) 個人情報取扱特記事項
- (2) 情報セキュリティに関する特記事項
- (3) 受託者向け情報セキュリティ遵守事項

広島県公立大学法人人事給与システム機能要件書(リース入札用)

令和6年6月25日 本部総務課 給与・福利係

1 概要

現在利用している人事給与システムは、平成19年度に本学が、広島県が設置する大学から公立大学法人の設置する大学へ移行した際に導入し、その後、平成24年度及び平成30年度に更新してきたものである。このシステムのリース契約期限及び保守期限が令和6年9月26日をもって終了することから、リース契約の更新を行うとともに、最新のマイクロソフトOS(Windows11)へ対応させるためのバージョンアップ等を行う。

2 調達物件

(1) 物件名

広島県公立大学法人 人事給与システム

(2) 規格

ア ハードウェア

・バックアップ用 NAS

最新のストレージサーバーOS (Windows Server IoT 2019 for Storage) を搭載し、データ容量は現行 (4TB) 以上であること。

- イ 前提ソフトウェア
 - ・データベースクライアントソフトウェア (oracle)

広島県公立大学法人(以下「法人」という。)が管理する基幹サーバー上において、冗長化に対応できるよう、40人分のライセンス(20人分×サーバー2台)を確保すること。(現行20人分)。

・仮想アプリケーションソフト接続用ライセンス

同時接続端末分:20人分

・バックアップソフトウェア

Active image Protector (現行ソフトウェア) の最新モデルとし、数量はメディアキット1、ライセンス3とすること。

- ・給与明細配信用ソフトウェア オリーブ給与明細書メール配信システム(現在利用しているもの)
- ウ アプリケーション
 - ・人事給与システム一式

現行の人事給与システムの機能を継続して利用できるものとし、これまでのシステム改修により付与した機能(別紙1「カスタマイズ一覧」)を全て引き継ぐこと。

引続き、県立広島大学(3キャンパス)と叡啓大学の複数大学に跨ってシステムを使用できるよう、GrowOne 人事給与システム複数大学対応オプションを付与すること。

・クライアントライセンス

同時接続端末分:20人分。

(3)システム基本機能要件

上記(2)で指定した規格以外の、セキュリティ機能、データ処理件数、メニュー構成、データ出力形式、データ取り込み形式及びクライアントPCからの画面操作等については、現行の機能を維持したものとする。

(4)システム基盤要件

本システム(サーバ及びクライアント)は学内の事務用 LAN に接続すること。その際、接続構成、運用方式の変更については学内 LAN 納入業者と十分に協議・連携し、各キャンパスに設置しているネットワーク機器との整合性を図りながら的確に行うこと。

3 運用条件

(1) システムの稼動時間 (メンテナンス・バックアップ等で臨時停止が必要な場合を除く)

ア 平日 原則として 0:00~24:00

イ 土日・祝日 原則として 0:00~24:00

(2) 運用体制と役割分担

ア サーバー 法人が管理する基幹サーバー内に構築。

イ クライアント システムを利用する担当職員が管理。

ウ ネットワーク 法人が管理する基幹ネットワークによる。

(3) 運用場所

ア サーバー NTT 西日本広島データセンター

イ クライアント 県立広島大学各キャンパス及び叡啓大学の各総務課

4 保守要件

システムの保守については当該賃貸借契約には含めず、別途契約において定める。

5 データ移行

現行の人事給与システムで管理しているデータのうち、新しい人事給与システムで必要とされるデータは、全て的確に移行し登録すること。なお、移行に係る作業方法、作業内容及び時期については、別途、協議の上決定するものとする。

6 移行への運用支援

新システム移行及び稼働開始に際して、操作、機能、運用等について疑義の生じた場合、利用者からの問い合わせや障害対応に関して、即座の対応ができるよう支援を行うこと。

7 納入物、納入方法及び検査

(1)納入物 (ハードウェア, ソフトウェア類)

ア ハードウェア

・バックアップ装置 (NAS): 一式

イ ソフトウェア

- ・パッケージソフト:一式
- ・カスタマイズプログラム:一式

- ・本システムの稼動に必要なミドルウェア類:一式
- (2) 納入物 (ドキュメント類)
 - ・テスト結果報告書
 - ・システム移行結果報告書
 - ・ソフトウェア構成図
 - ・ソフトウェア設定説明書

※上記については、電子ファイルで納入すること。

(3)納入方法

ア 本調達は、機器の搬入・据付け、既設機器との接続、現行システムからのデータ移行、 クライアントPCからの接続に関するサポート、調整等をすべて含む。

- イ 人事給与システム販売業者(以下「販売業者」という。)は、本仕様書に明示されていない事項で必要と認められる作業は、法人担当者に報告のうえ、販売業者の責任において実施すること。
- ウ 販売業者は、機器搬入前に出荷前検査を十分に行うこと。検収前に使用する機器に問題が生じた場合は、販売業者の責任において問題を解決すること。
- エ 機器の搬入に関しては、法人施設に損害を与えないよう十分注意を払うとともに、納入 時には販売業者が必ず立ち会うこと。
- オ 販売業者は、納入工程及び作業について、事前に導入スケジュール表及び作業分担を記載した体制表を作成し提出するとともに、法人担当者と十分に調整すること。
- カ その他, 問題が生じたときは, 別途, 協議のうえ至急解決に当たること。

(3) 監督・検査

ア 本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は,本法人担当者を必要な場所に派遣し,監督を行うことができるものとする。

イ 販売業者は、本法人担当者の質問、検査及び資料の提出等の指示に応じ、かつ修正又は 再構築の要求があった時は、これに応じなければならない。

8 保証要件

(1) 瑕疵担保

今回納入するハードウェアに関しては、納入後1年間は保証期間とすること。また、ソフトウェア及びバージョンアップ作業、カスタマイズプログラムに関しても、検査担当者の検査終了後1年間は保証期間とすること。

保証期間内において明らかに利用者の原因によると判断される以外の障害については無償で対応すること。本システムの保守を円滑に実施するため、電話、FAX、電子メール等による受付窓口を有したサポート体制を整備すること。

(2) 保証

販売業者は、保守部品(純正品)及び増設機器等(純正品)の供給を最低5年間継続して、 速やかに行うこと。

商号又は名称:		
担当部署:	担当者	:
電子メールアドレス :		

票

電話番号: 7ァクシミリ器:

問

広島県公立大学法人人事給与システム賃貸借に関する質問

質

【質問内容】		

【留意事項】

- ・ 令和6年7月22日(月)午後5時までに提出してください。期限を過ぎた質問は受け付けません。
- 原則として、ファクシミリで送付してください。 ファクシミリ:(082) 251-9405
- ・ 質問項目が多い場合は、本様式を適宜複写して利用してください。

平成19年4月1日 法人規程第84号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 競争参加者の資格(第3条・第4条)
- 第3章 公告等及び競争(第5条-第18条)
- 第4章 落札者の決定等(第19条―第22条)
- 第5章 指名競争(第23条—第26条)
- 第6章 随意契約 (第27条—第29条)
- 第7章 契約の締結(第30条―第35条)
- 第8章 監督及び検査(第36条―第43条)
- 第9章 代価の納入及び支払 (第44条・第45条)
- 第10章 雑則(第46条・第47条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県公立大学法人会計規程(平成19年法人規程第79号。以下「会計規程」という。)第6章の定めるところにより、広島県公立大学法人(以下「法人」という。)が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第2章 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会計規程第44条第1項に規定する競争に参加させることができない。
 - (1) 未成年者、被保佐人、被補助人及び成年被後見人(契約締結に必要な後見人又は保佐人等の同意を得ているものを除く。)
 - (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その事実があった後2年間競争 に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として 使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に 関して不正の行為をした者
 - (2) 工事又は製造の施行に当たり、安全管理の措置が不適切で死亡又は負傷を生じさせた者
 - (3) 贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された者
 - (4) 公正な競争の執行を妨げ、又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 落札したものの契約を締結しなかった者
- (7) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (8) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (9) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、 代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 理事長又は広島県公立大学法人決裁規程(平成19年法人規程第28号)の規定により契約 について専決する職員(以下「契約担当職員」と総称する。)は、競争に付そうとするとき、 経営状態が著しく不健全であると認められる者は、入札に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

- 第4条 会計規程第44条第2項に規定する競争に加わろうとする者の資格については、広島県における競争参加資格を得た者を、法人における競争入札参加者の資格を有する者とする。
- 2 契約担当職員は、前項に規定する者以外の者で競争入札に参加しようとするものから競争参加資格について申請を受けたときは、広島県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

第3章 公告等及び競争

(一般競争入札の公告)

第5条 契約担当職員は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算し、 少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する 場合においては、その期間は5日までに短縮することができる。

(一般競争入札について公告する事項)

- 第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
 - (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 入札参加する者に必要な資格
 - (3) 契約条項を示す場所及び日時
 - (4) 入札の場所及び日時
 - (5) 入札保証金に関する事項
 - (6) 無効入札に関する事項
 - (7) その他必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する 条件に違反した入札は、無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

(入札保証金)

第7条 契約担当職員は、一般競争入札に付そうとする場合においては、これに参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金の免除)

第8条 次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証 保険契約を締結したとき
- (2) 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

(入札説明会)

第9条 入札公告及び指名通知(以下「公告等」という。)並びに入札説明書で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生ずるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会を開催することができる。

(予定価格調書の作成)

- 第10条 契約担当職員は、競争入札に付そうとする場合においては、あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等に基づき、予定価格を書面(以下「予定価格調書」という。) により作成しなければならない。
- 2 前項に規定する予定価格調書は、封書に入れ、封印し、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

- 第11条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、 単価についてその予定価格を定めることができる。
- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行 の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の執行)

- 第12条 契約担当職員は、競争入札を執行しようとする場合は、別に定める事項を記載した入 札書を、競争参加者又はその代理人(以下「競争参加者等」という。)より提出させなければ ならない。
- 2 代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(開札)

第13条 契約担当職員は、公告等に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会 わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入 札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

- 第14条 原則として、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。
- 2 入札開始以後においては、原則として、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。
- 3 特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許して はならない。

(入札の取りやめ等)

第15条 競争参加者等が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行

することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延 期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

- 第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格がない者が入札したとき。
 - (2) 入札が取り消すことのできる無能力者の意思表示であるとき。
 - (3) 入札に関する条件に違反したとき。
 - (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
 - (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - (7) 第7条の入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
 - (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - (9) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。

(再度入札)

- 第17条 開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。
- 2 前項の規定により再度の入札をするときは、予定価格その他の条件を変更してはならない。
- 3 第1項の規定により再度の入札をするときは、5回を超えてこれをしてはならない。 (再度公告入札の公告期間)
- 第18条 入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに 入札に付そうとするときは、第5条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第4章 落札者の決定等

(落札者の決定)

- 第19条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等 にくじを引かせて落札者を定めなければならない。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

- 第20条 会計規程第46条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち理事長が別に定める ものとは、次の各号のいずれかに該当する工事又は製造その他についての請負の契約とする。
 - (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格 によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め られるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。
 - (3) あらかじめ、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められる場合において、最低制限価格を設けたとき。

(総合評価落札方式)

- 第21条 契約担当職員は、会計規程第46条第3項に定める入札の方法(以下「総合評価落札 方式」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価落札方式の競争に係る申 込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落 札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 2 総合評価落札方式を行おうとする場合において、当該契約について公告又は指名通知をする ときは、第6条又は第26条に規定する事項のほか、総合評価落札方式の方法による旨及び当 該総合評価落札方式に係る落札者決定基準についても、公告又は通知をしなければならない。

(落札決定後の入札保証金の処理)

- 第22条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者 の納付に係るものは契約書の取り交わし後に返還するものとする。
- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契 約保証金に充てることができる。

第5章 指名競争

(指名競争入札に付することができる場合)

- 第23条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する指名競争入札に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとき。
 - (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がない と認められる程度に少数であるとき。
 - (3) 一般競争入札に付することが不利になると認められるとき。

(指名競争入札参加者の資格)

第24条 指名競争入札に加わろうとする者の資格については、広島県における競争参加資格を 得た者を、法人における指名競争入札参加者の資格を有する者とする。

(指名競争入札参加者の指名)

第25条 契約担当職員は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として、5人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名競争入札における指名通知)

- 第26条 契約担当職員は、指名競争入札に付そうとするときは、第6条第1項第1号及び第3号から第7号までに規定する事項並びに入札が1であるときは無効とする旨をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。
- 2 前項の指名通知から入札までの期間は、第5条の規定を準用する。
- 3 第6条第2項の規定は、第1項の指名通知の場合に準用する。

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第27条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に対し入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。
- 2 前項第6号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争 入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第7号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、 契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することがで きない。

(予定価格の決定)

第28条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第29条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

- 第30条 会計規程第47条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約 保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又 は目的により該当のない事項については、この限りでない。
 - (1) 契約の目的
 - (2) 契約金額
 - (3) 履行期限
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 監督及び検査
 - (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
 - (8) 危険負担
 - (9) かし担保責任
 - (10) 契約に関する紛争の解決方法
 - (11) その他必要な事項

(契約書の省略)

- 第31条 会計規程第47条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、 次に掲げる契約をいう。
 - (1) 契約金額150万円未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。
 - (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品等を引き取るとき。
 - (3) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。
- 2 前項第1号又は第3号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が5 0万円以上である随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(契約保証金)

- 第32条 契約担当職員は、契約を締結する者には、契約金額の100分の10以上の契約保証金(現金に代えて納付される証券を含む。)を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部及び一部を納めさせないことができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に法人を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。
 - (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
 - (4) 財産を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
 - (5) 第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札に付し、又は 随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の処理)

- 第33条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、法人に帰属 させるものとし、その旨を契約書等により約定しなければならない。
- 2 契約保証金は契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

(履行遅滞による損害賠償)

- 第34条 契約の相手方がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約による義務を履行し終わらない場合は、契約の相手方に遅延日数に応じ、契約金額(性質上可分の工事、製造若しくは修繕又は物件の買入れの契約において完済した部分又は既納の部分があるときは、その完済した部分を除く部分又は未納の部分に対応する代価に相当する額)につき年14.5パーセント(ただし、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で算定した金額を損害賠償金として納めさせなければならない。
- 2 前項の損害賠償金は、法人の当該契約の相手方に対する債務と相殺することができる。 (契約の解除)

- 第35条 契約担当職員は、契約の相手方が契約に違反した場合のほか、契約の相手方が次に掲 げる場合に該当すると認めたときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定し なければならない。
 - (1) 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。
 - (3) 正当な理由がないのに契約担当職員の指示に従わないとき。
- 2 契約担当職員は、契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 契約担当職員は、契約を解除したときは、その旨を理事長に報告しなければならない。 第8章 監督及び検査

(監督員の職務)

- 第36条 契約担当職員は、会計規程第48条第1項の規定による監督が必要な場合、当該監督 を行う者(以下「監督員」という。)を指定するものとする。
- 2 監督員は、工事又は製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕 様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の 相手方が作成したこれらの書類を審査して承認の手続をとらなければならない。
- 3 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理又は履行途中 における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手 方に必要な指示をするものとする。
- 4 監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないように するとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、こ れを他に漏らしてはならない。

(監督員の報告)

- 第37条 監督員は、契約担当職員に監督の実施状況についての報告をしなければならない。 (検査員の職務)
- 第38条 契約担当職員は、会計規程第48条第2項の規定による検査が必要な場合、当該検査 を行う者(以下「検査員」という。)を指定するものとする。
- 2 検査員は、請負契約についての給付の完了の確認について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、実地に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査は、必要に応じ監督員及び契約の相手方又はその代理人の立会いを求めて行わなければならない。
- 4 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 5 検査員は、前3項の規程による検査を行う場合において必要があるときは、破壊検査若しく は分解検査又は使用材料の試験、検査等を行うことができる。
- 6 検査員は、検査の結果、手直し等をさせる必要があると認めたときは、相手方に適正な履行 を求めなければならない。

(検査の時期)

第39条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受領後速やかに実施しなければならな

V10

(検査調書の作成)

- 第40条 検査員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。
- 2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、 支払いをすることができない。
- 3 検査員は検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、そ の旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。

(検査調書の省略)

- 第41条 前条第1項に規定する検査調書は、第39条に定める通知に必要事項を記入の上、検査員が押印することによってこれに代えることができる。
- 2 検査調書は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前 に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。)のための検査であって当該 契約金額が500万円未満の契約に係るものについては省略することができるものとする。た だし、前条第3項に定める場合においては、この限りでない。

(監督及び検査の委託)

- 第42条 監督及び検査は、必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。
- 2 前項において、監督や検査を委託した場合には、特別の必要がある場合を除き、当該監督又 は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(兼職の禁止)

第43条 検査員及び前条第1項の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を 除き、監督員及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

第9章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

- 第44条 資産を売却し、貸付し、又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該資産の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 契約の性質上前項の規定により難いときは、その代価を後納させることを約定することができる。

(代価の支払)

- 第45条 契約に係る代価の支払は、原則として検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後、速やかに支払手続を行うものとする。
- 2 契約により、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済 前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は、給付の完了前に代価の一部を支払うこ とができる。

第10章 雑則

(協定が適用される場合の特例措置)

第46条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適用をうける場合の発注方法は、当該規程の定めにかかわらず、広島県公立大学法人の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規程による。

(委任)

第47条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月2日から施行する。

附 則 (平成31年法人規程第4号)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和3年法人規程第49号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第27条関係)

1	工事又は製造の請負	2,500,000円
2	財産の買入れ	1,600,000円
3	物件の借入れ	800,000円
4	財産の売払い	500,000円
5	物件の貸付け	300,000円
6	前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円